

校友会三重県支部会則

第1条 名称

この会は、東京農業大学校友会三重県支部という。

第2章 目的

この会は、東京農業大学校友会本部との連絡をはかり、会員相互の親睦と発展に寄与することを目的とする。

第3章 事務所

この会の事務所は支部長宅に置く。

第4章 会員

三重県在住東京農業大学出身者、または本県出身の学生とする。

第5章 役員

この会に役員をおき、任期は四年とし総会で選出する。

支部長 1名、幹事長 1名、顧問 若干名、理事 若干名、監事 2名

第6章 役員の仕事

1. 支部長は会務を統括し、会を代表する。
2. 監事は支部長を補佐し会務に必要な事項を処理する。
3. 監事はこの会計処理の状況を監査する。

第7条 会議

1. 総会は原則として毎年一回開催する。
2. 役員会は必要に応じて支部長が招集する。
3. 会議の議事は出席議員の過半数で決定する。

第8条 会費

会の会費は隔年二千円を徴収する。